



報道機関 各位

令和5年4月20日

**「柳泉園クリーンポートにおけるごみ発電の
電力地産地消事業の試行実施に関する協定」
を締結しました**

令和5年4月20日(木)、柳泉園組合と(以下「組合」という。)組合の構成市である東久留米市、清瀬市、西東京市の4者は、組合の可燃ごみ処理施設である柳泉園クリーンポートのごみ発電電力の売買電に関して、協定を締結しました。

【協定の趣旨】

本協定は、柳泉園クリーンポートのごみ発電により創られた二酸化炭素排出量ゼロとして取り扱われる電力を、エネルギーの地産地消を推進する柳泉園クリーンポートの立地自治体である東久留米市において、脱炭素社会の実現に向けて試行的に活用することを目的として締結するものです。

【協定の内容】

- ①柳泉園クリーンポートのごみ発電で創られた電力のうち余剰となった電力を、立地自治体である東久留米市の公共施設に供給する。
- ②組合と東久留米市は、本事業の検証を適宜行い、その結果を清瀬市及び西東京市に情報提供し、協定期間後の本事業のあり方とともに協議する。

【協定の期間】

令和5年4月20日から令和9年3月31日まで

■問い合わせ先

ごみ対策課長・山口 電話042・473・2117

